地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月28日

横浜市契約事務受任者下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

今回は、基準局である外郷橋(平戸永谷川)を含む水位観測所で不具合が発生したことから、水位計の更新を緊急で実施するほか、関連した水位観測所においても同様な事象が発生する恐れがあることから点検・校正作業を実施した。

- 履行(納品)場所 戸塚区前田町85地先ほか
- 3 契約日 令和6年10月3日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年3月31日まで
- 5 契約金額 4,312,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)

〒231-0041 神奈川県横浜市中区吉田町 65 番地 ERVIC 横浜 9F 昱株式会社 神奈川支店

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

現在、河川企画課では、神奈川県水防計画に定められる12か所ある基準水位観測所の維持・管理を行っている。この12か所の基準局水位については、区役所から発出する避難指示等の判断に資するほか、水防警報の発表基準にも利活用されており、不具合が発生した際は早急な対応を行う必要があるため、本契約を締結することとした。

8 契約の相手方の選定理由

前回、対象箇所の機器更新作業を実施しており、機器仕様の再設定は当該業者以外に 履行することが不可能なため。

9 所管課

下水道河川局河川企画課